

第6回幕別町次世代育成支援対策地域協議会 会議録

○日時：平成21年10月21日（水） 10:00～11:30

○会場：幕別町保健福祉センター 多目的ホール

会 長

ただ今から第6回の地域協議会を開催します。

本日の会議に、高橋委員、久保委員、斎藤委員から、欠席の連絡をいただいておりますので、ご報告します。

それでは、協議事項に入りたいと思います。

(1)の「子どもの権利条例の先進地事例比較について」ですが、事務局から説明をお願いします。

事 務 局

別紙10をご覧ください。「子どもの権利の日」、「権利委員会」、「救済委員会」について、4市町の状況を比較したものであります。

【別紙10の説明】

「子どもの権利の日」につきましては、芽室町と奈井江町は設定されておらず、行事等もこれに関連した部分では行っておりません。札幌市は「11月20日」と条例に明記してあります。今年は11月15日が日曜日ですので、この時に、募集していた子どものイラストを会場に展示したり、子どもに関連するシンポジウム、保護者の人たちが集まったワークショップなどを実施しています。川崎市も「11月20日」を子どもの権利の日と条例に明記しており、それにふさわしい行事、講演会の開催、前後1ヶ月で市民の団体等が実施する子どもに関連する事業に対して助成金を出し、11月20日前後に子どもに関連する行事を実施しています。また、教育委員会では、「子どもの権利の日週間」ということで学校等でいろいろな絵や俳句などを募集しています。

次に、「権利委員会等の有無」ですが、条例の実施について検証する機能を持つ権利委員会を設置する場合があります。芽室町は設置しておらず、条例の中に「学校は学校間の連携を図るとともに開かれた学校づくりに努めるものとします」としてあります。奈井江町は、条例には規定しておりませんが、内部決裁にて、「子どもの権利推進委員会」という関係団体を設置し、委員は12人以内・任期2年とし、自主的に年3回程開催し、アンケート調査をしたり情報交換をしたりしており、条

例に関して行動計画等の検証等もしていると思いますが、この委員会は特に条例等で定めているものではありませんので、その効力はそれほど強いものではありません。札幌市は条例に記載しているとおり「権利委員会の設置、委員15人以内、任期2年」とし、「子どもに関する施策における子どもの権利の保障状況について、市長・その他の執行機関の諮問に応じて調査・審議し答申する」としております。川崎市も同じように権利委員会を設置し、「10人以内・任期3年」とし、「子どもに関する施策における子どもの権利の保障について、市長その他の執行機関の諮問に応じて調査審議する」。そして、その答申を受け、行政は権利委員会から示された指標に基づき自己評価を行い公表することとしております。

次は、「救済委員会」ということで、札幌市や川崎市の条例にあります。虐待等の権利侵害があった家庭やお子さんを救済する組織であります。芽室町は、今年度つくる方向で検討しております。奈井江町は、「救済委員会の設置、委員5人、任期2年」とし、「子どもの権利の侵害その他不利益を受けた場合、迅速かつ適切な救済を組織的に行い、救済及び権利回復のための組織として救済委員会を設置する」としてしております。札幌市では、「救済委員」を設置しております。実際は「アシストセンター」という団体に依頼し、2人でその職務を担っております。「子どもの権利の侵害に関する相談、必要な助言及び支援を行う」「権利の侵害に関する救済の申し立て、又は自己の発意に基づき、調査、調整、勧告、是正、要請等を行う」機関です。川崎市では、「川崎市人権オンブズパーソン」という人権に関する組織に委ねて、救済委員会の働きを持たせ、その他に関係機関、関係団体との連携を図るという形で実施しております。これら、大きな市と小さな町によって、取組みが異なっております。

以上で説明を終わります。

会 長

ただ今、事務局から別紙10の説明がありました。この他、4つの先進地の条例を含めて、疑問点やご質問がありましたら発言をお願いします。

委 員

前回の会議では、罰則とか何かを規制するものではないですし、理念的なものが主になるとのことでした。これから協議していく上では、まずは形を作らなければなりません。方向性がまだ見えない感があります。救済委員会の設置や権利の日など設定しているところは何らかの取組みをしているようすけども、本町の取組みとしては、どのくらいのことをしようとしているのか、なかなかピンときていないところがあるため、もう少し時間が欲しいところです。

会 長

事務局のほうで何か該当するような事項がありましたら、皆さんの意見を全部いただいてからにさせていただきたいと思います。

それでは、他にありませんか。

委 員

前回の会議はお休みしたので、先進地事例の話をお伺いしたいのですが、町の規模とか、どこまでやるかということもあるんでしょうけど、譲れない部分というか「救済委員会」というのはすごく大事であり、手厚く考えていかなければならないものがあると思います。人口が多いから力を入れて細かく規定し、人口が少ないからしなくてもいいというわけではないと思います。そういうところを詰めていけたらいいのかなと思います。

会 長

他にありませんか。

委 員

私も前回の会議をお休みしたので確認したいのですが、これは幕別町で設置したほうが良いか悪いかということで出てきているのでしょうか。

事 務 局

前回の会議で条例を比較していた中で、先進事例で大きく差のあった部分であり、条例を制定するにあたり、するのかもしれないか、どこまでやるかということはある程度検討したほうが良いと考えられたため、比較したものです。

委 員

わかりました。

会 長

他にありませんか。

委 員

子どもの権利の日ですが、日程が決められていて、子どもたちと行事を一緒にやるということなんですけども、札幌市でいえば、大きい町でどれだけ浸透しているかがちょっと不透明に感じています。子どものイラストにしても、たった一部でやっているものなのか、札幌市は広いところであり全部に知れ渡っているのかという疑問を感じます。保護者にどこまで浸透して、話し合いをしているのかが気になります。

会 長

他にありませんか。

委 員

4つの事例を比較させてもらいまして、子どもの権利は4つに分けられ、生きる権利とか育つ権利とかは同じように書いてあるのですが、これを一般町民向けにダイジェスト版のようなパンフレットを作ろうとイメージした時、各条の見出しに差があると思いました。例えば、芽室町だったら、家庭の役割・学校の役割・地域の役割・企業の役割というふうに区分して、簡単なことなんですけど一文ずつ載っていますが、川崎市までいくと、情報の管理はどうか施設の管理はどうかということまで書いてあったりするので、自由度を高くしていくのか、徹底して管理するとしていくのか、幕別町はどのようにするのかと思いました。できれば、わかりやすいイメージを持てるほうがいいと思います。

事 務 局

権利の日を制定しているのが札幌市と川崎市ですが、両方とも11月20日です。この日は、子どもの権利条約が国連で採択された日ですので、その日に合わせていると思われまふ。日を作っているいろんなイベントをする時に、行政で考えるということは、新たな事業を組むということになり予算も必要ですから、既存の地域なり市で行っている事業を寄せて、実施するというところがあると思います。それがどれだけ住民に周知されているのかはわかりませんが、日を設定し、イベントをして、例えば、子どもたちにイラストなどを書いてもらうことによって、それを展示している場所に様々な大人が来てくれるだろうという期待感があって、この事業メニューをつくっていると思います。

会 長

他にありませんか。

事 務 局

札幌市ですが、子どもの権利の日には、大人も子どもも参加できるイベントを大きなホールで1カ所で実施しているようです。ワークショップについても、子どもが入っていると聞いています。

また、パンフレットの話ですが、川崎市では「大人向け」と「子ども向け」を作っておりますので、コピーを配付します。

会 長

それでは、次に進みます。

前回の会議では、条例ができた後に、住民の誤解や解釈の違いにより、学校や保育現場などにおける不安の声がありました。確かに、条例の内容を正しく理解していただくことは大切なことです。事務局からは、住民説明会を開催したり、条例の

解釈本やパンフレットを用いながら周知していくということでありましたので、住民への十分な周知については、町に任せることで考えたいと思います。

いずれにしましても、町と町民が一緒になって、子どもたちを守り育てていく条例を作ることがこれからの幕別町にとって一つの大きなきっかけとなると思いますので、幕別町の実態に根ざした条例の検討を進めていきたいと思います。

それでは、(2)の「本町の実態に根ざした条例の構成」について、事務局からの説明をお願いします。

事務局

条例の素案のたたき台については、事務局で作成することを以前にもお話ししましたが、そのたたき台の作成にあたって、大枠の条例の構成を協議させていただきたいと思います。

条文の内容は、先進地事例、地域協議会におけるこれまでの協議や中学生との意見交換会を踏まえながら考えたいと思います。

それでは、別紙8の比較表をご覧ください。3つの自治体の条例の比較表ですが、条例の全体の構成は、つくりをできるだけわかりやすくしたいと思いますので、たたき台では、札幌市と同様に「章立て」で考えています。

まず、「前文」ですが、先進地の条例ではいずれも前文を設けております。「前文」は条例に必ず規定しなければならないものではありませんが、趣旨をよりわかりやすくしていくため、設けたいと思います。

次に、本文に入りまして「総則」ですが、先進地と同様に設けたいと思います。また、「定義」については、条例全体の条文を見てから規定を検討しますが、「子ども」「学校や保育所」「保護者」などいくつかの言葉の定義が必要だと考えています。

次に、「子どもの権利」ですが、最も重要な部分でもありますので同様に設けたいと思います。また、規定の内容は、奈井江町と芽室町は条約にある4つの権利と同じ表現で4つに分けておりますが、札幌市では「生きる権利」、「守られる権利」をまとめて、「安心して生きる」、「自分らしく生きる」と表現を変えております。本町のたたき台では、中学生との意見交換会の中で「生きる権利」を最も重要と考えた生徒が多いことを受けまして、札幌市のような区分を考えています。

次に、「権利の保障」ですが、先進地と同様に設けたいと思います。また、規定の内容は、奈井江町のような「町」と「町民」の2区分だけではなく、関係する大人の役割をそれぞれ規定したほうが、よりわかりやすいと考えておりますので、芽室町のような区分での規定を考えています。

次に、「支援のしくみ」「権利侵害からの救済」「参加の機会」「施策の推進」です

が、全て「子どもに関する施策」ですので、「章」として1つにまとめ、条文でそれぞれ分けて規定したいと考えています。なお、救済については、救済委員会の設置を規定する考えであります。

最後に、「雑則」ですが、同様に委任規定を設けたいと思います。

たたき台としては、できるだけわかりやすく大枠で作りたいと思いますので、細かな部分につきましては、その後の協議の中で様々なご意見を賜りたいと思っています。また、本日まで説明しました「権利の日」、「権利委員会」につきましても、たたき台を基に検討を進める中で、協議していただきたいと思います。

説明は以上です。

会 長

事務局から「たたき台の構成案」についての説明がありましたが、ご質問やご意見がありましたら発言をお願いします。

委 員

条例を協議していくわけですが、子どもに関連する町の他の条例の規定との兼ね合いが気になります。例えば、児童虐待などでも別の組織があり、それらとの整合性を図っていく必要もあるのかと思います。

事 務 局

児童虐待などでは、幕別町要保護児童対策地域協議会という組織があり、保護に必要な児童の支援のために、町の関係者だけでなく、児童相談所の職員や警察なども加わって、年に数回の協議をしております。この組織を活用して、救済委員会の機能を持たせることも考えられます。

また、条例が法律等の規定を超えた規定をすることはできないこととなります。

委 員

多くの組織をつくっても、主体がどこになるのかが明確でないと意見がバラバラになり意味がないため、一元化することが望ましいと思います。

会 長

他にありませんか。

委 員

子どもの権利を住民にどうやってPRしていくかが最も大事だと思います。例えば、中学校のPTAの集まりで、「CAP」という団体に子どもの権利のワークショップのようなものを開催していただき、大人向けと子ども向けの講義を聞いたことがあります。とてもわかりやすかったですから、そういった活動なども活用して、PRしていければよいと思います。

委 員

仲間内の雑談で「子どもの権利」の話をする、「権利を主張する前にしつけや教育をしっかりするべきだ」「あまやかすだけだ」と言う人が多いのも実態です。

事 務 局

憲法にも「基本的人権」が規定されており、民法にも権利の規定がありますが、その意識が薄れてきているのも事実だと思います。

意識調査には「大人の意識が変わらなければならない」と多くあります。子どもに社会的なルールとマナーを教えるのは大人です。子どもの個性を伸ばすことと子どもの言うことを何でも聴いてあげるとは、全く違うことであり、年齢が低い子どもは知識を多く持っておりませんので、子どもの年代に合わせて大人が様々なことを伝えていくものです。条例は、そのきっかけにもなるものと考えています。

「子どもには意見表明権があるから、何でも子どものいうことを聴かなければならない」といった誤解を生まないよう、「大人が子どもを成長させていかなければならない」ということを伝えていきたいと思っています。

委 員

条例を作ることで、地域や学校などが子育てや子どもとの接し方を見直すきっかけになればよいと思っています。条文には難しい言葉がありますが、その主旨が伝わり、住民の意識が変わるきっかけとなって、「心が通い合う子育て」になればと願っています。

会 長

それでは、条文の具体的なものは、たたき台ができあがってから協議していきたいと思っています。

次に、(3)の「次回の協議会について」に移りたいと思います。事務局からの説明をお願いします。

事 務 局

【事務局説明】

会 長

ただ今、説明がありましたように、次回の会議は、11月25日（水）午前10時からとなります。皆さんの出席をお願いします。

次に、次第の3番「その他」ですが、皆さん何かございますか。なければ事務局から何かございますか。

事 務 局

ありません。

会 長

それでは以上で、本日の会議を終了します。本日はご苦勞様でした。

○配付資料

- ・第6回地域協議会次第
- ・別紙10 子どもの権利に関する条例他市町村比較（抜粋）